

「所沢市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)」及び 「所沢市議会会議規則の一部を改正する規則(案)」への意見を募集します

新型コロナウイルスその他重大な感染症のまん延や災害等の発生により、委員が委員会の開催場所に参集することが困難となる場合が想定されます。所沢市議会基本条例において、災害時等においても、情報通信技術を活用し、議会活動を継続することが規定されていることから、新型コロナウイルスその他重大な感染症がまん延した場合や災害等の発生した場合に限って、オンラインの方法による委員会の開催することができることとしました。

つきましては、所沢市議会委員会条例及び所沢市議会会議規則にオンラインの方法による委員会の開催に関する規定を追加するため「所沢市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)」及び「所沢市議会会議規則の一部を改正する規則(案)」について、所沢市議会基本条例第8条の規定に基づき、市民の皆さんからの意見を募集します。

【意見の募集について】

1. 募集期間 令和4年4月15日(金)から5月6日(金)午後5時15分まで
※ 郵送の場合は、この期間の消印があれば有効です。

2. 応募方法 次の方法でお出してください。

直接持参 市役所低層棟3階 所沢市議会事務局 窓口まで

※ 受付時間：市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

郵送 〒359-8501

所沢市並木1-1-1 所沢市議会事務局 宛

※ 募集期間内の消印があれば有効です。

F A X 04-2998-9222

Eメール a9256@city.tokorozawa.lg.jp

電子申請 市ホームページより

※ 内容は、所沢市議会ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shigikai/>

【問合せ】

所沢市議会事務局

電話 04-2998-9256